

令和7年度市有財産に関するサウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的

尾道市が所有する土地、建物等（以下「市有財産」という。）の有効活用を検討するにあたり、様々な活用の可能性について民間事業者等から広く意見、提案を求め、対話を通じて対象財産の市場性や活用アイデア、事業実施の意向を有する民間事業者等を把握することを目的とします。

2 対象市有財産

財産 番号	名 称	所 在 地
1	旧育雛場（いくすうじょう）	尾道市御調町公文字大谷20165-1
2	尾道市因島フラワーセンター	尾道市因島重井町1182-1
3	旧南小学校	尾道市瀬戸田町荻2576-1・2552-1

※詳細については、別紙「財産説明書」をご参照ください。

3 スケジュール

項 目	日 程
実施要領の公表	令和7年5月9日(金)
質問事項の受付期間	令和7年5月9日(金)～5月22日(木)
現地見学申込みの受付期間	令和7年5月9日(金)～5月22日(木)
参加申込みの受付期間	令和7年6月13日(金)～6月25日(水)
サウンディングの実施期間	令和7年7月1日(火)～7月11日(金)
調査結果の公表	令和7年7月下旬予定

4 サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象者

本調査に参加できる者は、調査対象財産の利活用による事業の実施主体となる意向を有する民間事業者等の法人又は法人のグループ（以下「参加事業者等」という。）とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号に規定する者。
- エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）

第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者。
オ 尾道市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

(2) サウンディングの項目

次の調査項目等について、1申込者に対して1施設につき60分程度を目安に対話型の聞き取り調査を行います。財産説明書に活用の条件が示されている場合は、設定条件に沿った提案を希望しますが、自由な意見の提案も可とします。

〈調査項目〉

- ① 事業内容（業種、事業コンセプト、活用方法等）
- ② 既存建物の取扱い（改修、解体撤去等）
- ③ 事業手法（購入、賃貸借、定期借地権の設定等）

例：購入したい（既存建物を活用したい、更地にして新築したい）

施設の一部を借りてカフェを運営したい

※知的財産に係る内容を含むため、対話は個別に実施します。

※様々な可能性を調査するため、市有財産の一部を活用した提案も可能です。

5 サウンディングの手続き

(1) 質問事項の受付

財産の詳細な情報等に関する質問がある場合は、市有財産に関するサウンディング型市場調査質問書（様式第2号）に質問事項等を記入し、電子メールにより提出してください。

質問者には施設所管課より電子メールにより回答するとともに、尾道市ホームページにて質問事項及び回答を随時公表します（質問者名は非公表とします）。

受付期間 令和7年5月9日（金）～5月22日（木）

(2) 現地見学申込みの受付

現地見学を希望する参加事業者等は、市有財産に関するサウンディング型市場調査現地見学申込書（様式第3号）に必要事項を記入し、電子メールにより提出してください。現地見学希望の申込みがあった場合は、見学日時等について個別に対応します。

受付期間 令和7年5月9日（金）～5月22日（木）

(3) サウンディング参加申込みの受付

サウンディングへの参加を希望する場合は、市有財産に関するサウンディング型市場調査エントリーシート（様式第1号）に必要事項を記入し、電子メールにより提出してください。

なお、必要に応じて別途説明資料等を電子メールに添付していただくことも可能です。

受付期間 令和7年6月13日（金）～6月25日（水）

(4) サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングの日時及び場所については、参加申込みのあった参加事業者等へ電話または電子メールにて連絡します。

実施期間 令和7年7月1日(火)～7月11日(金)

※市及び参加事業者の都合により、実施期間内での対話が困難な場合は、7月18日(金)まで実施期間を延長する場合があります。

(5) 調査結果の公表

調査結果については、参加事業者等の名称を非公表とし、令和7年7月下旬(予定)に市のホームページ上で公表します。

なお、参加事業者等のノウハウに配慮して、公表にあたっては、事前に参加事業者等へ公表内容の確認を行います。

(6) 調査に関する書類等

本調査に関する書類等については、尾道市ホームページに掲載しています。

トップページー市政情報ー行財政〔公有財産〕からご覧ください。

【URL】<http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/>

6 その他留意事項

- (1) 本調査への参加に要する費用は、申込者の負担とします。
- (2) 提出された資料は返却しません。
- (3) 本要領に関係のない提案など、明らかに本調査の趣旨から外れた提案があった場合には、当該事業者または団体との対話を実施しない場合があります。
- (4) 調査結果の公表後、提案のあった事業内容をもとに、対象財産の活用方針や、活用事業の実施に向けた事業者の公募等を検討します。

7 申込・問い合わせ先

尾道市役所企画財政部財政課財産管理係(担当:藤井)

住所:広島県尾道市久保一丁目15番1号

電話:0848-38-9285

電子メールアドレス: zaimu@city.onomichi.hiroshima.jp